

(10) 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-11表に定める方法によること。(第4-13図参照)

第4-11表

区分	算定方法
(8)項	従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

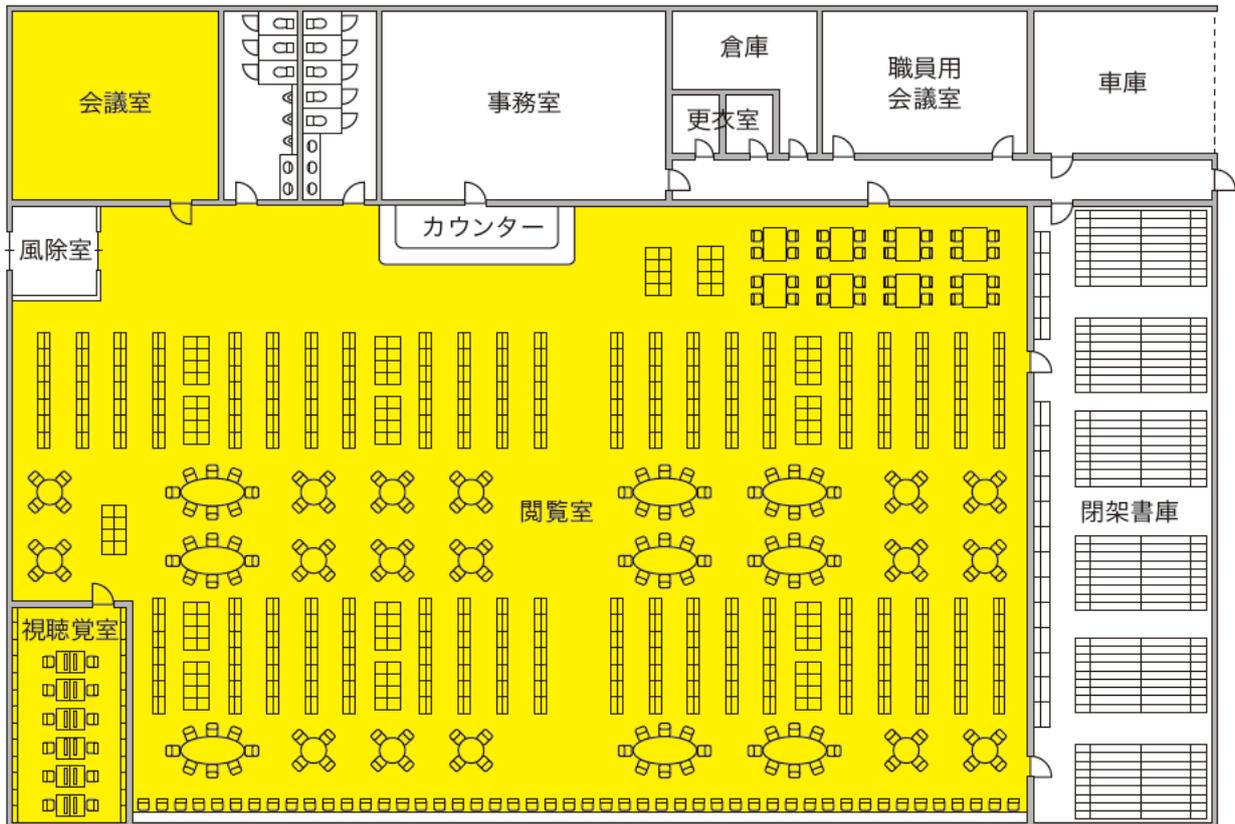
イ 図書館のDVD等の視聴覚部分、複写室についても「閲覧室」として取り扱うこと。

ウ 閲覧室の開架(図書館で、利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。)部分及び展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分についても「閲覧室、展示室、展覧室」として、床面積に算入すること。

エ 従業者のみが使用する会議室は、「会議室」として取り扱わないこと。

オ 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

(図書館の算定方法例)



○従業員の数：30人

○閲覧室：1,200㎡ ÷ 3㎡ = 400 → 400人

○視聴覚室：100㎡ ÷ 3㎡ ≒ 33.3 → 33人

○会議室：150㎡ ÷ 3㎡ = 50 → 50人

階収容人員：513人

第4-13図